別表十六(七)
「８」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措置法第67条の５又は令和２年改正前の措置法第68条の102の２）の適用を受ける場合に御使用ください。なお、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「８」欄の金額は、300万円（当期が１年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となります。

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7					
資産区分	種						
	構						
	細						
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額（(7)の計）		8	円				

「８」欄

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の５第１項」
② 「区分番号」欄：「00277」
③ 「適用額」欄：「８」欄の金額

（注） **適用額は、年300万円が上限となります。**